

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 2 回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
2. 開 催 日 時	令和 6 年 2 月 20 日 (火) 13 時 30 分～15 時 34 分
3. 開 催 場 所	松阪市福社会館 3 階大会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 寺本博美、久米徹、世古佳清、瀬田正子、海住さつき、 八田久子、中谷剛士、三村作典、飯田あゆみ、小林俊子、 福本詩子、谷口直美、佐藤葉子、荒木章次 (事務局) 榊原典子、西嶋秀喜、山村千穂、山中一人、小山賢司、 寺井俊二
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 山村 TEL 0598-53-4082 FAX 0598-26-9113 e-mail: shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・ 第 6 期松阪市障がい福祉計画及び第 2 期松阪市障がい児福祉計画の報告について
- ・ 第 7 期松阪市障がい福祉計画及び第 3 期松阪市障がい児福祉計画について
- ・ ワーキングチームについて
- ・ 地域生活支援拠点の進捗状況について
- ・ その他

第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会

R6.2.20（火）13：30～15：34（2 時間 04 分）

事務局 それでは、ただいまより令和 5 年度第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

～中略～（挨拶）

それでは、議事の進行につきましては会長に議事をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは議事に入りたいと思います。まずは(1)第 6 期松阪市障がい福祉計画及び第 2 期松阪市障がい児福祉計画の報告についてと(2)第 7 期松阪市障がい福祉計画及び第 3 期松阪市障がい児福祉計画については関連いたしますので、一括して説明していただきまして、その後でご質問いただければお伺いしたいと思います。まず(1)、(2)続きますけれども、二つについて事務局から説明お願いしたいと思います。

- (1)第 6 期松阪市障がい福祉計画及び第 2 期松阪市障がい児福祉計画の報告について
 - (2)第 7 期松阪市障がい福祉計画及び第 3 期松阪市障がい児福祉計画について
- を事務局より説明

会長 一度に両方ですので長かったと思いますが、何かご質問、ご意見等々ありましたら挙手をして。

委員 はい。

会長 はい。お願いします。

委員 私共が関係するのが精神障がいですので、そこだけにちょっと絞らせていただいてよろしいですか。資料 1 の方の 1 ページの一番下にある(2)の表ですね。関係機関との協議の場の設定という。これと資料 2 の方の 6 ページの数値目標等というのは、同じものという理解でよろしいですね。

事務局 同じもので、引き続き実施ということになります。

委員 実施の内容は、要するに関係機関の方が会議をされて、出席された的なことという理

解でよろしいですか。

事務局 松阪と多気・明和で地域協議会がございまして、その協議会の中に部会というのがございまして、そういった精神障害に関わる部分の地域移行であるとか、地域定着であるとか、という議題を元に各事例を上げたり、具体的な話し合いを皆様で、職員なり、病院の看護師さんとかケースワーカーさんとか来ていただく中で、皆で協議をして連携をしとる場でございます。

委員 ありがとうございます。で、質問を申し上げるんですけど。この資料2の6ページの上の方ですね。国の基本指針のところには結構具体的な数字で、1番から3番まで上げられていると思うんですが、これが松阪市の計画には落とし込まれてないように思うんですけども、それはいかがなものでしょうか。どういう理由でそうなったのか教えていただけると。

事務局 すみません。先ほどの説明の中で述べさせてもらったんですけども、これらの国の指針に基づく目標については三重県の方で、県の方で設定するものとされておるところでございます。

事務局 すみません。医療に関することで具体的な、こういった入院病床だったりとか、入院者数だったりとかという管理が、保健所さんが窓口になりました。各地域の。で、保健所で収集していただいて、もし何かあった時に医療の関係は保健所から発信されるということがありまして。医療関係については県レベルでの情報収集。指示とかそういうのも県レベルでされてみえまして。県の方の計画に上がってまして、市の分については、三重県内の各市町が、この部分だけが取り組んどるというようなものを上げてるといふ形になっておる次第でございます。

委員 ですので、国の基本指針に基づいて、県が決められた数字がその上の枠の中にある数字ということで。松阪市もそれに則ってやっているというか、松阪市に住んでる精神障がいの方たちはこういう流れの中にいますよという説明をしていいのかどうかというのは。

事務局 三重県のほうで、国の指針に則った数字を基本的には出しとるはずなんですけど、申し訳ないのですが、私共のほうでは、三重県の計画の数字を今現在具体的に把握してません。

委員 別に数字にこだわっているわけではなくて。ですので、この第7期松阪市障がい福祉計画の中に、この国の基本指針というのは載るんですよ。載せてもらえるのか、県レベルの方なんで松阪市は知らないから載せないよってことなんかどっちなんか。

事務局 はい。国の基本指針は市の計画の中に載るのかということですが、これがその市の計画書ということで考えていただければというふうに思っています。

委員 分かりました。どこがやっていただくまでは別に構わないので、こういう感じでいきますというふうに持ち帰って皆に説明していいですかってことで。よろしいですか。ありがとうございます。

会長 はい。他に何かありますか。

委員 こうやっていろいろ国の指針とか、いろいろなこと聞かさせていただいてますけど。重度の障害がある人も地域に出てくださいということになって。で、地域でちゃんと支援しますよということで、それで自立支援協議会もできたんですけど。その中で私事になるかも分かりませんが、重度の障害を持つ者が一人で生きて行くということに対してどう生きていったらいいのか分からない状態でやっているんです。きちんと重度訪問介護を受けさせてもらって、自分の家で生活してくんやったらヘルパーさんの時間数が足りないとかそういうことで。そしたらグループホームなり、それから施設なり目指さなあかんのかなと。やっぱりどんなに重度の障害を持ってても、自分の生き方をちゃんと決めていきたいという願望はあるんです。で、施設に入れば、その施設でお願いせんらんのか分かりません。それからグループホームがあれば、そこへお願いをしてなんとか一人で生きていけるような状況にしていかなあかんと思うんですけど、それも叶わないことで。訴えますと、重度障害生活支援を受けるにしたら時間が足りないから無理やって言われることで、無理なことばかりあるんです。この指針を見ても、やっぱりいろんな決まり事を書いてもらってあるんですけど、それ見たら全然重度の障がいを持つとる人が暮らしていきにくい。私の家の子どもは、家で暮らしていきたくてと申しますけど、それはそれでなんとかせなということで、お家改造をしたりいろんなことをしてますんやけども。そやけども、私、いろんな障がいの人を見させてもらってますと、人には分かってもらえない障がいを持っている人がいるんです。その人、どうやって生きていくんやろなって私は不安に思うんです。なんとしても24時間この子をみてかなあかんような状態なんやけど、どうしてったらいいのって。そこらへんをもうちょっと市の方も考えてもらいたいし、国の指針でこれはここまでのことしかできやんっていうふうなことを表とかいろんなものにしてしまうと、本当にどうやって生きていったらいいのか分からん子はたくさんいるんです。これをもうちょっとこの会の中でも私、訴えていきますけど、そういうことをなんとか市側の方も考えていただいて、何とかならんかなと私は思うんです。こんな表に書いてもらってもそれについていけないんです。ですから、もうちょっと考えてもらわないかんかなと。そういう気がします。

事務局 失礼します。委員さんおっしゃったみたいにご本人さんがどのように生きたいか

ということが一番重要というように私ども職員痛感をしているところでございます。その中でどういうふうに暮らしていただけるような制度利用をしていただくかというあたりをですね、相談支援専門員さんと市の職員の中で一緒に、またご家族も含めてなんですけれども話し合いを進めながら、変な話、委員さんがおっしゃったみたいに、国の方の負担基準というのがございます。そこらへんとの狭間で職員も非常に悩むところでございまして。そこをもちろん国には訴えていくということもしながら、現実、今、目の前のご本人さんの思いと、ご家族の思いを実現できるような形で様々な制度を、申し訳ないんですけども組み合わせというのが今時点ではどうしても必要になってきます。うまく制度利用をお願いしながら、できるだけ希望に沿えるような形で取り組みを進めていきたいという形で職員は強く思っておるところでございまして、ご理解いただきますように、今後とも努力をいたしますのでよろしくお願いたします。

委員 すみません。

会長 はい。

委員 先ほどのご説明を聞かせていただきましたら、資料1では今までの実績のところと、資料2では今後の計画案というところになるかと思うんですけども。資料1のところでは、実績の部分ではPDCAサイクルに沿ってサービス事業等の進捗や計画を推進していくための方策についての点検・評価を受けることとなっていますということが1ページ目の上段には表記をされていると思うんですけども。先ほどのこの数値のところでの数の報告はあるんですけども、PDCAというかその報告だけではだめなんで、なぜその数値が達成できなかったのか、達成できたのかというところをもう少し掘り下げないと。特にこの数年間はコロナのこともありましたので、通常の状態ではないということがありますので。障がいのある方もコロナ感染であったり、事業所もコロナで通所受け入れのサービスがご利用できない利用者さんのところに訪問に入ったりという形もありましたので、通常の状態の運営ではないというかね、通常のサービス提供ができていないという部分もあるかと思うんですけども、でもその中でやはりPDCAサイクルというところでは、やはり要因とか、なぜそこまでの数値にいかなかったのかというところをもう少し掘り下げた部分があって、初めて続きの目標値。先ほどの国とか県から示されとる数値の導き出し方、決まり事というのが理解できたんですけども。でもそこを達成していくために足りない部分は何なのかというところをもう少し掘り下げてあったり、要因とかというところが掘めていかないと。じゃあこの数年後この計画になった時に、数値目標達成できたのかって言われた時にどうなのかってということになっていかないのかなと思います。

実際にこの計画の数値を眺めていても、今現在訪問介護のヘルパーさんが高齢化してきてどんどん引退してます。新たな担い手もない状況の中でこの数値を見ていくと、本当に

ここまで数値が伸びていく。事業所とか、サービス提供の体制を確保できるのかというところも実際に現場を肌で感じながら、魅力ある介護の職場であったりとか、そういうところがなかなか確保ができない状況で。もう75歳のヘルパーさんたちが頑張っている現場の中で、本当にこれ将来的にこの数年後、この事業。高齢者福祉も障害福祉も両方担っていけるヘルパーさんたちの数がきちっとできるのかどうか。維持できるのかどうか。どんどん事業所さんもコロナであったり、物価高騰で影響があって事業閉めたりとかという難しい状況で岐路に立たされている中で、本当にこの数値目標は達成していけるのかというのが私個人としてもかなり不安を感じたところですので、もう少し目標達成についてのPDCAサイクルのところをもう少し掘り下げた状況分析とかをいただくと、もう少し私たちも今、松阪市は全体でこういうふうになっているんだと。私個人の肌感覚ではなくって、そういう風に見ていけるのかなと感じましたので。またそういった分析をしていただけたら分かりやすく私共も理解できるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 はい。ありがとうございます。非常にお三方のご意見というのは根本的なお話ですね。これは今に始まった話ではなくて、国が計画を作る。県が作る。市が作る。こういったことになります。ずっとここ何十年と同じようなテーマが一向に解決されないと。そこが今しわ寄せになってきているという話で。ただね、数値目標がなかったら何もできない。質もやっぱり数値が上がらないとどうにもならないです。これみんな主観的なものですからね。感じ方が皆違う。だから数値で出さないといけない。ただその数値目標がどうして達成できなかったのかなんかということとはちゃんとやらないといけない。これが国と、県と、それから市町。ここがうまく連絡が取れてない。それから、一番こういった問題というのは、私たちの生活に一番近いところはどこですかということやっぱり市町ですからね。ここの情報がちゃんと震が関に伝わらないという大きな大きな問題なんです。その前に吉田山にちゃんとつながらない。三重県には吉田山というのが。そこらへんのところがどうしても上の方から見ると高いところと低いところと、真ん中でえいってやっちゃうというやり方をするんですね。こうすれば足りないところが出てくるし、多すぎるところも出てくるし。この問題はどうしてもついて回る。これもずっと前から言われている。ただこれどうするかという問題はここですべて解決できないので。ただ、私たちが身近なところでどうやってうまく伝達していくかということだけが、私たちが見ていけないといけないところだと思いますね。すぐに解決できない。何十年とやってきて私どももこの仕事を始めてからもう延々とやってきて、30年、40年です。20代の後半からずっとやっている。76になっちゃいましたけどね。50年近くやって全然解決されてない。この問題にいつもひりひりするんですけども。ただ前よりも情報が集められやすくなってるのかなと思いますから。そういうものを当てにするなら少しでもやるしかないのかなというふうに思いますので。確かに皆さんのおっしゃることよく分かる。分かるんだけど、これがすぐに解決できればこんな万々歳ないんです。やっぱり何かやるためには新しいことやらなきゃならないから。やりたくないとい

うのは皆そう。楽したいからね。そうじゃなくて、やっぱりこういう話をもっと外に伝わっていかないといけないのかなって感じがします。僕があまりしゃべっていると、楽な方がいいって言っちゃいけないんだけど。お三方のご意見について思いました。いつもこの計画を作る時に僕が疑問に思っている。じっくりしない。いつもいらいらしてくる。というふうに、同じことを三人の方がおっしゃった気がします。以上です。私のコメントは。多分、皆さんも一緒なのでよく分かってると思いますけどね。長年やってるから。ただやらないといけないのは我々じゃなく、やっぱり皆さんにやっていただかないといけない。やっぱりそれはね。ただそれをどうやって伝えていくかというところね。だんだんだんだん我々の方で、私もそうなんですけども歳とってきちゃってて、じゃあ次の人は誰、ここの次にどうやってバトンタッチするか。どうやって伝えていくかっていう話をやっぱりやらないといけないのかなという気がします。

余計なこと言っていると時間食っちゃうんで、何かそれ以外でもこここうあったらいいよなっていうふうなことでもいいと思いますので、何かあればどうぞ遠慮なく。

委員 すみません。私がいまいち分からないだけかもしれませんが、資料1の11ページと資料2の30ページをご説明いただいた時に、資料2の30ページの上から3行目の重度障がい者訓練事業の40に網掛けをしている理由が分からないなと思ったんですけど、その上の重度身体障がい者訪問入浴の見込みが3年、4年、5年が785であったのが一気に409に変わっているのはなぜなのか教えていただけるとありがたいです。

事務局 もう一度場所をお願いできますか。ごめんなさい。

委員 資料1の11ページ。11ページの地域生活支援事業の見込みです。区分の3つ目、重度障がい者訓練事業と、区分の上から2つ目、重度身体障がい者訪問入浴。それから資料2の30ページの区分3つ目の重度障がい者訓練事業。その上の重度身体障がい者訪問入浴の見込みについてでございます。

事務局 すみません。申し訳ないです。

委員 はい。まず30ページの40に網掛けをしている理由を知りたいです。それからその上の数なんですけれども、訪問入浴の方が令和3年度は785の見込みがずっと続いていたんですけど、6年からは409と減ってるんですけども、どういう感じでこの数字減ったのかちょっと教えてほしいです。

事務局 失礼します。重度身体障がい者訪問入浴事業は少ない、5人か6人ぐらいの受給者の方が日々受けてみえるということで、その回数になっています。で、お一人の方がお亡く

なりになったりした時がぐっと減ってしまって、次の受ける方の申し込みがないという場合ですと、ぐっと下がってしまうというような数字だと思っていただいて大丈夫だと思います。それから40の網掛けは、大変申し訳ありません。網掛けを取るのを忘れてしまったということでございます。

訓練事業の方も実施人数。これも利用者の方が少ないんです。少ない中でお一人の方が減っちゃうと、参加者数自体が減ってしまう。元々の利用者が少ない数字ですと、最近の実績が、令和5年度の実績がぐっと減ってしまうとこれからの上昇とかどれぐらいだろうということになりますので、そういった見込みになってしまうのが実情です。すみません。

委員 ありがとうございます。

会長 何となく書かれちゃうとね、なんか根拠あるんかなって聞かれたら、さあっていうの多いかなって気がするんです。何でこんな数字が出てきた。結局しょうがないんですよ。国がこれだけの数字出して、それを県がやってきて、それに合わせる形になっちゃう。実際見てないのがいけないんだけど、それを見てられないと思うんですよ。実際にこの実態がどうなっているのかという数字は把握してるはず。そこらへんは置いとくしかないのかなという気がします。そういう意味ではね。なかなかそこまで、チェックしてないといけないんでしょけども。だいたいこういう統計見ると、統計というのは怖いもんでね、納得させるのと騙すのと両方とある。悪魔の統計というのがある。騙されないようにしないといけない。なんでこうなったのかということは、これを追求してみるのもなという気がしないでもないんだけど。ただそれは一つの最初の過程ですからね。こうやってしたら増えてくるでしょって、これの誰だってやる傾向線見るわけですからね。取り方によって増えるところはやっぱり増えてるって見えるし、減ってるところは減ってるって思う。切り方によって違ってくるのは。平成30年からずっと実績があって、5年まで見てきてないんだけど、5年の実績ができた段階で6年、7年、8年ってどうなるのかなと予測をするわけですよ。これ予測する人っているんですよ。我々の周りにね。なんかそれが正しいと思ってるけども、本当にそうかっていうのも結構あるんで。予測っていうのはあくまで予測だからね。それは何とも言えません。正直言ってね。とてもじゃないけど無理な話。ある程度傾向的にこうなっていくのかなという。ただ数字が増える減るかというのは周りの状況が変わってきますからね。それに合わせてこんなもんかなっていう形にならざるを得ないのかなって。それと何か数字だけに皆さん振り回されちゃっている部分がちょっとあるのかなという気がするから。ただそれは少し引いて、割り引いていただきたいなど。自分の実態とまた違うというのは、皆様方もお仕事してみえてこの数字に表れているのは違うかなっていう感じがあるかもしれない。だけど、そのところは妥協するしかないのかなっていう気がしますね。徐々に解決していかなきゃならないと思います。

何かこれ、大体数字が出てくる計画ってこういうふうになっちゃう。この数字が何である

って言われた時に、ちゃんと合理的に説明できない。これ明解に説明してくれる人がいたら素晴らしいこと。なかなかできないでしょうね。

多分現場でね、現場で見てられている方は一番よく分かっているような気がします。何か他ある方いますか。

委員 はい。

会長 どうぞ。

委員 すみません。委員さんがさっきすごく丁寧に言われたことなど、私の言葉で言うと国の計画があって、県の計画もあって、市の計画もありますよってなった時に上回らないところが、なんでやねんってということなんです。これだけやったら、それよりかなり小さい数字が出てきて。結局計画を立てて実施どうでしたって、あまり大きな数字上げちゃうと結局未達になるので、そうならないようにしてるんじゃないかという気がすごくするんですね。それはいいんですけど、やっぱり地域の特性とかもあるし、委員さんもすごく言われたことというのは数字に出てこないことで、だけどそれを無視するところから福祉って始まらないと思うんですよ。だからどこに、誰のために、どんなところにお金を使うかっていう計画だから、数字で目標を立ててもらわないとまだ下りてこないの、頑張っていたきたいんですけども。ただそこに柔軟性を持たせてもらおうとか。国の計画、言葉になってないけど、具体的にこういうのがあったらここに入るよね、みたいなところをすくい上げていただくとか。小さいことでもいいんですけど、なんか市も頑張ってもらっているみたいな感じがほしいわけですよ。その時に委員さん言われたように、ここがこういう数字が出たのはこういうのがあるからやみたいなのを言ってもらおうと、いや、現場はそうじゃないんやとか、その通りですね、みたいなことで、皆で立てられた目標に気持ちが入ると思うんですね。そこをね、かなり下回った数字の目標が出るというのは悲しいかなって。全体じゃなくてもいいんだけど、ここだけはすごく松阪は頑張ってますとか、松阪はここが強いですみたいながあると皆元気になるし、75歳のヘルパーさんが頑張っているみたいな話もいただいたんですけども、そういう感じで現場の人が頑張って成り立っているところなのでぜひバックアップを。こういう計画の数字に少しでも色づけてもらおうといいかなってというのが私なりの解釈ですので、ちょっと申し上げておきます。

会長 はい。よろしいですか。そこらへんです。うまく使ってください。変な言い方してあれですけど。やっぱり知恵を使えばいろんなことができるかなという気がしますから。ルールはルールとしてあるけどね。ルールに縛られちゃったらできない。そんなルールいらないんだからということもあるので、ちょっとは逸脱しちゃったけどごめんねで済むような形で、ちょっとうまくやってくださいってというのが多分ぶっちゃけた話、委員さんの話だと思

います。よろしくということですね。

計画で随分時間食っちゃいましたけれども、あと、また限られた時間でどんどん押しつけてきたので、これはこれでいいと思うんですが。議題(1)、(2)についてよろしいでしょうか。次の議題に移りたいと思います。

じゃあ、(3)ワーキングについてということで、4つの団体の方、それぞれ順番にご報告をお願いしたいと思います。まずリエゾンさんからお願いします。

委員 はい。リエゾンの方から活動の報告させていただきます。リエゾンの方はですね、開催の方は毎月させていただいております。前回協議会以降の活動として、毎回各事業所と進捗の状況の確認とですね。あと用紙にも書かせてもらっているんですが、事例検討ということで、各計画相談支援事業所が困っている事例というところを出してきていただいて。9月ですとね、ハイリスク家庭にしないために相談支援専門員ができることなど、各月ごとにタイトルを決めてですね、それに基づいた相談支援専門員各自の意見を照らして、事例を提供をしていただいた方ですけど、事例の内容というところを集約した内容を提案して、提案を受ける側、提案をする側という双方が互いに情報共有・交換ができるような場とさせていただいております。

あとですね、福祉サービス、事業所との交流というところで、12月にラナさんの方と交流会をさせていただきました。グループ分けて、各テーブルに相談支援専門員が座りまして、各生活介護事業所とですね、サービス管理責任者の方の質問等にお答えするというふうな形式をですね、お互いに関わりの中で楽しくやり取りをしていますというふうなところのお話をさせてもらっております。そのようなところで、リエゾンの活動をさせていただきました。以上です。

会長 はい。ありがとうございました。一応4つのワーキングチームの方からお話を伺ってから後で何か質問があれば。

事務局 すみません。じょいんの報告なんですけれども、じょいんの方が欠席されておりますので、事務局よりご報告させていただきたいと思います。

事務局 失礼します。じょいんは、令和5年度に全部で4回の協議会を実施しております。5月、8月の内容は前回の協議会でご報告させていただきました。その後11月に訪問介護事業所のヘルパーに対するカスタマーハラスメントについてを議題に協議会を実施しました。困難事例を事業所から発表してもらって、それぞれの意見交換、対策について松阪市の危機管理理事も同席し協議を行いました。

また今月になりますけども、事業所のBCP、災害時の事業継続計画をテーマに松阪市の防災対策課職員同席の上、研修会を行いました。この4月から障害福祉サービス事業所につい

ても、この BCP の策定が義務化されたることから各事業所からも活発な意見交換がなされ、有意義な研修が行われました。簡単ではありますが、以上になります。

会長 はい。ありがとうございました。次、グロウスさんお願いします。

委員 グロウスの会の報告をさせていただきます。前回のご報告以降ですね、9月26日と11月28日に2回開催をしました。その後、今月の27日に今年度最後の開催予定です。

前はですね、9月26日は実際に事業所の方を訪問させてもらって、そちらの方で施設の見学とか講演会等で仲間意識を作っていたという形です。

第7回の11月はこの福祉会館でさせていただいて、利用料上限管理のペーパーレス化についてということで、今はFAXでやり取りしてるんですけど、実際に今の時代でどうやということでしたが、セキュリティの問題で今の段階では難しいということになりました。

グループワークの方では今困っていることについて。その対応についてということで、各グループに分かれて意見が出ました。内容については下に記載されている通りで見ていただければと思います。最終的にはその各グループで出てきた悩みごとや意見を各事業所の方で持ち帰って次に活かしていければいいんじゃないかという形で、今のところ前向きに進んでいると思います。以上です。

会長 はい。ありがとうございました。それでは4番目、ラナさんお願いします。

委員 はい。よろしくをお願いします。ラナは、前は12月ですね。リエゾンさんと一緒に計画相談さんといろいろ素朴な疑問をみんなで聞きたいなということで、とても初心者的な質問があったりとか。でもすごく今まで計画相談さんと関わらなかったスタッフなんかも関わらせてもらって、すごく和気あいあいといい時間を過ごさせていただきました。

年に4回なんですけど、今年最後3月にですね、職員の質を上げていきたいなということでちょっと意見上がりまして。利用者さんとの関わり方であったり、あと職員同士の関わり方ということで、ちょっとマナーの方を学ばせてもらおうと思って講師の方をお招きして、こちらの会館の方で研修をさせていただく予定になっております。以上です。

会長 はい。ありがとうございました。何かご質問とかありますか。よろしいですか。よろしいですね。はい。

それでは次、(4)地域生活支援拠点の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

(4)地域生活支援拠点の進捗状況について を事務局より説明

会長 ありがとうございました。何か質問はありますか。

委員 先日、これでうちの利用者さんがエントリーしたいということでお話をいただいたんですけど。高齢の介護者じゃないとだめなんですかね。

事務局 今現在、募集をするエントリーの対象者としてはですね。まずスタート、今一度に応募される方がおられると、受け入れの事業者さんも対応できない部分もあってですね、まずハイリスクの方をスタートの時点では対象の世帯としようということで。介護をされる方が高齢者であることを一応の条件としておるところです。

委員 うちの事業所の利用者さん、わりとお母様お一人と重度の障がい者の方二人で住んでいらっしゃる方が多いんですけど。ここにおいて、やっぱり福祉サービスっていうのが委員さん言われましたけど、日数が足りやんとか、上手に使い切れやん。重度ってやっぱり初めての人に慣れにくいということが、なかなか新しいサービスを使いにくかったりするんですけど。でも緊急時っていつ起こるか分からないじゃないですか。例えばお母さんお一人、お子さんお一人という状況でもエントリーは難しいので、高齢者というのはどこからが高齢者になるんですか。

事務局 今部会の中で決め事としているのはですね、目安として後期高齢者。75歳以上なるんですけども、75歳以上の後期高齢者の方が介護者であるというのが一つの目安としているところです。

委員 いつか高齢者さんじゃなくてもエントリーができるようにはなる感じなんですかね。

事務局 先ほど申しましたけど、まだエントリーを正式にされている方がみえないということもあってですね、今後の進捗にもよるんですけども、このハイリスク世帯の条件ではエントリーが増えていかない。体制が整っているけど、もう少しエントリーの数を増やしてもいいんじゃないかというような議論の中でですね、今後ハイリスクという定義の目安を変更していく可能性というのがあります。

委員 非常にここの枠組みが狭すぎて、どの利用者さんも当てはまらないのではないかという感じがすごくしたんですよ。で、うちの事業所でこれをもっと分かりやすく親御さんに伝えようと思ってプリント配らせてもらったんですけど。皆さんやっぱり、こういうのがあったらすごく嬉しいですっていうことで飛びつかれたんですけど、ご高齢の親御さんじゃないとっていうことで、皆さんそれやったら結局願いが叶いにくいねっていうお話だったので。やっぱり、確かに市役所さん側として、国側としてそういうふうに枠組み組まれると思うんですけど、実際にこうやって違うところがあるんですよ。なので、いずれどなたも

エントリーができるよってというような仕組みになったらいち早く教えていただきたいと思
います。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

会長 少しずつ条件変わっていくでしょうね。それに期待するしかないですね。

委員 ありがとうございます。

会長 議題(4)は終わりましたが、かなり時間が押して来ちゃったので、もうちょっと我
慢して。その他に移ります。その他事項は結構ありますから。

①能登半島地震被災地の報告については、事情でちょっと報告するご本人が能登半島か
ら戻って来れないと。で、どなたか代わりやるの。

事務局 なしで。

会長 なしで。はい。②から⑧までありますから、順次よろしくということで、資料に沿い
ながら、要領よく非常に時間限られてますから。明確に短時間で、無理な願いかもしれま
せんけどもよろしくお願いします。

では、②救急搬送患者に対する「選定療養費」についてを事務局より説明お願いします。

②救急搬送患者に対する「選定療養費」について を事務局より説明

会長 何かご質問はありますか。なかなか難しいから。ないですかね。では次行きます。

③令和6年度報酬改定の基本的な方向性についてを事務局より説明お願いします。

③令和6年度報酬改定の基本的な方向性について を事務局より説明

会長 はい。ありがとうございます。では4番目…

委員 はい。

会長 質問ですか。

委員 はい。

会長 全部説明してからにします。でないと、まだあります。いっぱいあるから全部聞いて

から名乗ってそれで質問してください。

委員 そういうシステムになったんですね。

会長 そういうシステムにしたいと思います。

委員 じゃあ、考える時間が長くなるんで。じっくり考えて。

会長 はい。じゃあ4番目、④自動車燃料費助成給油付券の対象者拡充についてを事務局より説明をお願いします。

④自動車燃料費助成給油付券の対象者拡充について を事務局より説明

会長 はい。じゃあ5番目、⑤松阪地域在宅医療・介護連携拠点についてを事務局より説明をお願いします。

⑤松阪地域在宅医療・介護連携拠点について を事務局より説明

会長 はい。では次に、⑥障害者差別解消法の改正についてを事務局より説明をお願いします。

⑥障害者差別解消法の改正について を事務局より説明

会長 はい。ありがとうございます。①から⑥まで事務局から駆け足でございましたが説明が終わりました。それでは委員さん。どうぞご質問を。

委員 すみません。二つあるんですけど。一つが資料3-1の地域生活支援拠点の事業についてで、質問というよりはお願いに近いことなんですけど、この流れを見ると緊急時に備えるから始まって、最後は短期入所、居宅介護等の体験というところで終わっております。それが一つの報告というか、流れになっているのかなと思うんですけども。こういう制度使ったわけではないんですが、精神の障がいのある方で、やっぱり親亡き後どうするのか大問題なので、今いろんなグループホームに体験入所したりというのをやっていったりとするんですけど。簡単なことで、体験してみた結果やっぱりあかんわになった人がすごく多くて。例えばお風呂を皆と同じに入るといのが無理とかですね、そういうのがあるんですよ。で、そこで無理になってしまうと災害の時も逃げるっていう決心がつかないというのが、そうなると思うので、ぜひこの体験のフィードバックというか、せめて事例収集ぐらいはしていただいて、こういう理由で短期で体験したけどあかんというのがありますっていう事例は

市で蓄積していってもらわないと。障がい者本人は外に向かってそんなん言わないと思うんですよ。恥ずかしい。自分がついて行けやんだみたいな思いになるので、それをちょっとお願いしたいというのが一つです。

もう一つは質問なんですけど、資料 5-1 に変えてもらって、さっぱり訳の分からん話ですが。これ一言でまとめると、障害福祉分野で働いてみえる方にもっとお金を支払いできるようにシステムを変えますってことですよね。ざっくり言えば。下がるということはないと思ってよろしいんですね。

事務局 いえ。

委員 下がるんもあるん。そうなんや。じゃあ、場合によるということですね。利用者の方なんですけど、利用者の方に利用者負担みたいな形で。例えばお金が増えなくてもですね、さっき委員さんが言われたみたいに時間が足らんみたいな感じで、時間の部分が変わったことによって、例えば今まで月に 10 回来てもらったのが計算上 8 日になるとかやったら値上がりみたいなものなんですね。あるいは全部税金で見ると利用者負担的なものはないと思うというふうな。そういうところを聞きたいです。

事務局 すみません。基本的に利用者の方の負担の今の基準は変わりませんので。本人さんの収入がなかったら負担外ですよとか。この所得までやったら上限 4,600 円までですよとか、3,270 円かな。3 万 2,700 円か。という上限は変わりませんので、それ以上使った場合は上限がそこになるという制度はそのままなんですけど。事業者さんが重い障害がある方を支援したら、前より手厚く報酬出しますよ。しかしながら今まで一日単位で、一日いくらで支援してもらった方が、実は 2 時間だけやったとかね、例えば。という、がと減ったりするという制度改正はされてますもんで。一日で判断されていたのが時間制になったりとかというのがそれなりにございます。で、事業者さんは、そこは今より収入が減るというのもあります。しかしながら重い方を支援していただいたらその分は手厚くしますよというふうな。全体とすると増えとるんですが、国の予算とすると。しかしながら中身で増えたり減ったりということがされておりまして、非常に細かく細分化された報酬改定になっているというのが私らの印象で。この請求が令和 6 年 5 月 10 日の事業所の入力までにきちっと整理せなあかんというふうになりますもので、非常に修正する箇所が結構多くございまして、私らとしてもきちっとせなあかんなど。多分事業所さんについてもこれを見たら、きちっと対応していかんとあかんなどと思われとるような状況だと感じています。

委員 5 月ですか。

事務局 4 月の利用分からですので、これの変更が。4 月の利用分の請求の期限が 5 月 10 日になります。そやもんで、そこへ向けて作業を、行政ないし事業所さんも進めなければいけ

ないという感じになっています。

委員 じゃあ、利用者の方もそういう部分で変わるかもしれないよという、心の準備が必要ということですね。

事務局 そうですね。事業所さんとの関わりの中で支援を受けてみえる内容に影響があるようですと、このへんはこうですよっていう話がある可能性はございます。基本的には利用者の方にご迷惑がかからんように事業所さんとしては多分対応されると思うんですが。ここの中身が時間によって報酬が変わってくるということがありますもので、そこらへんの影響を利用者の方も受ける可能性がなきにしもあらずというような雰囲気にも思われます。

委員 わかりましたけど、それを当事者に説明するのはとても大変やなって思いました。私らでもよくわからんのに何として説明するのかなと思いません。はい。以上です。

会長 はい。よろしいですか。それでは続いて、⑦令和6年度委員選出についてと⑧委員報酬の振込通知廃止を事務局より説明をお願いします。

⑦令和6年度委員選出について

⑧委員報酬の振込通知廃止について を事務局より説明

会長 はい。引き続き差し支えなければお帰りの際に出していただければ助かりますので。余計なことを言いました。

以上、ちょっと時間押してしまいましてご迷惑をかけてしまいましたけども、サッカーでもアディショナルタイムがあるように、会議にもアディショナルタイムがありました。今後はこのようなことがないようにしたいと思いますけれども、また引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上で今日の会議はお終いにしたいと思います。ありがとうございました。

事務局 すみません。それでは事務局から少しお伝えさせていただきます。本日は長時間に渡りましてご協議いただき誠にありがとうございました。令和6年度の会議につきましては、また夏頃に第1回目の会議を設けさせていただきたいと考えております。日程が決まり次第、開催通知を送付しますのでよろしくお願いいたします。また、会長におかれましては円滑な議事進行を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回松阪市障害者地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。